

心身障害者を多数雇用する事業所に係る事業所税の特例 (資産税割) (従業員割)

資産税割

障害者を多数雇用する
事業所

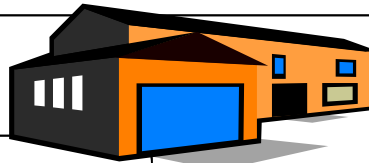
要件

- ①障害者を10人以上雇用
- ②障害者雇用割合が50%以上(※1)
- ③「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等(※2)を受給

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」をいう。

当該事業所の床面積の1/2に
相当する面積を控除



従業員割

障害者(※3)を雇用する
事業所

※3 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の手帳所持者

従業員給与総額の算定及び免税
点の判定において、障害者は
従業員から除く



【適用期限】 恒久措置